



しぶや青色

令和02年 4月号 第580号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp>

令和元年分 所得税及び復興特別所得税・消費税等確定申告

当会では1月21日(火)から4月16日(木)の間決算指導を実施、3月18日(水)から4月16日(木)まで消費税等の申告指導を、事務局にて実施いたしております。(4月3日現在)

昨年12月2日(月)から決算申告指導の予約受付を開始、年末・年始は年末調整と平行して決算準備の個別指導を実施のうえ、1月21日(火)から2月29日(土)まで予約制で、3月1日(日)以降は来局順で指導を実施いたしました。また、昨年と同様事務局にe-Taxコーナーを設置し、電子申告をする方々の送信サポートを行いました。

1月24日(金)以降は、東京税理士会渋谷支部所属の諸先生方にご協力をいただき、主に所得税を中心とした指導と相談、e-Taxの代理送信に当たっていただきました。

今年は新型コロナウイルスのため申告期間が延長されました。

「来年の申告指導期間につきましては、特に会計ソフト利用者及び複式簿記の方は、早めのご予約と事前の準備をお願い致します。」

「第22回定時総会」開催のご案内

拝啓 平素は、本会の会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて標題の件、下記により開催いたしますので、ご多用の処恐縮に存じますが、総会提出議案についてご審議を賜りたく、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の方は、5月15日(金)までに事務局へご連絡下さい。

(新型コロナウイルスの影響で、開催日や場所が変更になるかもしれません。)

また、ご欠席の場合は、「委任状」を5月15日(金)までに事務局へご提出ください。

場 所

令和2年5月26日(火)

「定時総会」午後3時00分

(当日の事務局業務受付は午後12時で締め切りとさせていただきます)

日 時

渋谷区立商工会館 5階 第一会議室

(渋谷区渋谷1-12-5 TEL.03-3406-7641)

議 案

第1号議案 議事録署名人選出に関する件

第2号議案 第22期事業報告承認の件

第3号議案 第22期収支計算書報告及び監査報告の件

第4号議案 第23期事業計画書(案)承認の件

第5号議案 第23期収支予算書(案)承認の件

渋谷青色申告会は一般社団法人のため、構成員である会員各位の過半数の方々が出席されなければ、「総会」は成立いたしません。是非ともご協力の程お願い申し上げます。

◎ 令和元年分 所得税・消費税を納付される方へ

振替納税を 利用されている方 の 振替納付日

所得税：5月15日（金）
消費税：5月19日（火）

- 上記の振替納付日の前日までに、指定口座の預貯金残高をご確認ください。
 - 残高不足等により引き落としができなかった場合は、納期限（所得税及び消費税ともに4月16日）の翌日から延滞税がかかる場合があるほか、督促状が送付され、財産の差押えを受ける場合があります。
 - 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。
 - その他、振替納税についてご不明な点につきましては、税務署へお尋ねください。
- ※ 振替納税を利用されていない方の納期限は、所得税、消費税ともに4月16日（木）です。申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせ等は、送付しておりません。

◎ 税務署からのお知らせ

申告した内容に間違いがあることに気付いた場合

	訂正方法
税額を多く申告していたとき	「更正の請求」をして正しい額への訂正を求める。 ● 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。
税額を少なく申告していたとき	「修正申告」をして正しい額に訂正する。 ● 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

- 期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告してください。
なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。
- 税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。



★(一社)渋谷青色申告会会費を口座振替でお支払いの会員の方へ★

5月7日(火)に令和2年4月～7月分(6,000円)がご指定の口座より振替えられます。
口座の残高をご確認ください。

◎都税についてのお知らせ


2019年10月から

地方税共通納税システムがスタート!!

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～


○**ダイレクト納付**が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。

 税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○**全国**の自治体に**一括**電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

 納付事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



<申告内容や納税についてのお問い合わせ> 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

<国税の電子申告・電子納税等についてのお問い合わせ>

e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)



パナソニック不動産のお任せ賃貸経営

既存物件の「一括借上」「一括管理」

oooooooooooo 青色申告会限定2つの特典 oooooooooooooo

特典①一括借上サービスの特別空室保証

築年数に限らず **一律90%**

をオーナー様にお支払いいたします

※適用要件があります

特典②一般管理サービスの特別管理手数料
管理手数料が築年数に限らず

一律3.5%

(空室保証なし)

通常なら5%

oooooooooooo おすすめする3つの安心ポイント oooooooooooooo

既存建築物の
一括借上げ導入で

入居不安を解消

フルオープン
幅広い入居者募集で

**平均入居率97%
以上の実績**

**充実した資産活用
サポート体制**

賃貸管理・不動産売買・医療介護事業

パナソニック不動産は青色申告会と提携しています ☆お問い合わせ 事務局 菅井まで

● 5月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい

日時	5月20日（水）午前10時～午後4時
場所	（一社）渋谷青色申告会事務局
費用	無料



お1人約1時間を予定しております。（予約制）

事務局までお電話でご予約をお願いいたします。03-3463-7043

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

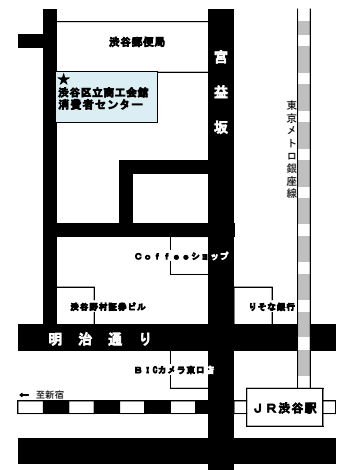
● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	5月28日（木）・5月29日（金） 午前の部（一般編） 9：30～12：30 午後の部（不動産編） 13：30～16：30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申込	事務局までお電話どうぞ TEL 3463-7043



● 小規模企業共済（退職金制度）加入のご案内 ●

～ 個人事業主の共同経営者も加入できるようになりました ～



1. 加入できる方…小規模の個人事業主・個人事業主の共同経営者、会社役員
2. 掛 金…月額 1,000円～70,000円（500円刻み）
3. 特 典…掛金は全額所得控除の対象。事業資金等貸付制度があります
4. 共済金の受取…事業廃業・個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任・死亡役員退職・老齢給付などの時（一括⇒退職所得・分割⇒雑所得）

お問い合わせは 事務局 菅井まで TEL 03-3463-7043

● e-Tax情報 ●

会員の皆様、ご利用ありがとうございます。

今後e-Tax（電子申告）をする場合は、電子認証付マイナンバーカードが必要となります。

手続きについてご不明な点がございましたら、事務局までお気軽にご相談ください。